

各病院の開設者
各
有床診療所の開設者 } 様

岩手県保健福祉部医療政策室長

令和2年度（令和元年度からの繰越分）医療施設等施設整備費補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）の交付手続の開始について

本県における地域医療の確保及び推進につきまして日ごろから御支援、御協力を賜り感謝申し上げます。さて、平成26年度に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等によって、医療施設におけるスプリンクラー設備等の設置基準の見直しが図られ、新たに設置基準に該当する医療施設については、経過措置期間内に当該設備等の整備を行う必要があります。

つきましては、スプリンクラー設備等の整備について、別添「補助事業の概要」のとおり、標記補助金の交付手続を開始いたしますので、補助金の利用を希望する場合は、下記により関係書類を提出願います。

記

1 提出書類

- (1) 事業計画書（別紙様式）
(2) 整備図面（対象面積が読み取れるもの）
(3) 見積書等（事業費の算出根拠が分かるもの）
- } 各2部

※ 見積書等は可能な限り2社以上提出願います。

※ 補助区分（スプリンクラー（棟ごと）・自動火災報知設備）ごとに整備図面・見積書等を分けて提出願います。

※ 事業計画書（別紙様式）については、担当者あて電子データ（エクセルファイル）での提出をお願いします。

2 提出期限

令和2年5月8日（金）

3 提出先

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 県庁舎9階
岩手県保健福祉部医療政策室医務担当 あて

4 留意事項

- (1) 事業計画書提出後、国から内定通知（内示）が行われる予定ですが、内示後に工事を着工し、原則、令和2年度内（令和3年3月31日まで）に工事が完了するものが補助の対象となります。

内示前に着工した工事は、補助の対象となりませんので御注意ください。

また、施設新築の場合、施設全体の建築工事とは別にスプリンクラー等の設置にかかる工事を内示後に行うことであれば補助の対象となります（この場合、対象部分のみの事業費及び着工年月日が分かる書類の提出が必要です）。

(2) 今回の募集は国の令和元年度からの繰越分予算に係るものであるため、令和3年度まで工事がずれ込み繰り越す場合には、避けがたい事故等を事由とした「事故繰越」に限られます。

なお、令和2年度予算に係る募集は、現時点では未定です。

(3) 「自動火災報知設備」については、「延べ面積300㎡未満」等に限られます。

(4) 本事業は、国庫補助を財源に行う事業であり、国の予算の範囲内において補助金が交付されるため、全国の申請状況によっては、事業計画書を提出しても補助金が交付されないことがありますので御承知おき願います。

5 連絡先

(1) 事業計画書の提出及び補助事業に関すること。

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 県庁舎9階

岩手県保健福祉部医療政策室医務担当

電話番号 019-629-5407

メールアドレス AD0002@pref.iwate.jp

(2) スプリンクラー設備の設置基準等に関すること。

管轄の消防本部又は消防署にお問い合わせください。

6 その他

補助事業の詳細は、別紙「補助事業の概要」を御確認ください。また、事業計画書の電子ファイルを岩手県ホームページ（下記アドレス）に掲載していますので御活用ください。

《掲載：岩手県ホームページ》

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/seido/1002896/1019206.html>

【担当者】

担当：医務担当 小野寺 強太

電話：019 - 629 - 5407（直通）

FAX：019 - 626 - 0837

e-mail：AD0002@pref.iwate.jp